

質問回答書

令和6年5月9日

(仮称)朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託に関する質問について、次のとおり回答します。なお、この回答書は、質問期間中に提出された全ての質問及び回答を掲載したものです。

	質問事項	回答
1	提出方法につきまして、「郵送による場合は、配達証明付書留郵便」とありますが、レターパックプラスでも追跡と配達記録を見て受領確認をすることができますので、レターパックプラスにて提出をしたいと考えておりますが可能でしょうか	可能です。
2	提出部数・綴じ方につきまして、「※イ～エを1組として、左上部1か所をホチキス等で綴じ提出すること。」とありますが、正本1部はイ～エをホチキス綴じ、副本12部はイ・ウ（社名なしのもの）をホチキス綴じという認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
3	各部門の運営時間をご教示ください。	現時点では未定となりますが、市の同等施設の運営時間を参考として掲載いたします。 <児童館> 9:30～20:00(17:30以降は中高生のみ) (休館日 平日1日・祝日・年末年始) <子育て支援包括支援センター> 8:30～17:15 (休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始) (ただし、第2土曜日・第4日曜日は開館日) <その他(交流スペース以外)> 8:30～17:15 (休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始) <交流スペース> 他施設の開所時間中は開放

4	基本計画 3-3.施設整備の留意事項に記載の ZEB 化について、想定している ZEB 化の程度はどの程度でしょうか (ZEB, NearyZEB など)	基本設計で検討する予定です。 なお、二次審査評価テーマ i) の環境対策で提案していただくことは可能です。
5	基本計画 3-3.施設整備の留意事項に記載の県産材利用について、想定している県産材木材の樹種がございましたらご教示ください。	あらかじめ指定するものはありませんが、木材使用箇所に適した樹種において、埼玉県産材がある場合、当該樹種を使用してください。
6	特記仕様書(3) 実施設計における各種申請手続き業務に「都市計画法施行規則第 60 条申請」とありますが、開発行為の許可は不要と考えて宜しいでしょうか。	形の変更を伴わなければ都市計画法第 29 条に基づく開発行為の許可は不要です。 形の変更が伴わない計画を想定しております。
7	会議室の具体的な用途をご教示ください。	未定です。基本設計で検討いたします。
8	1F の厨房管理の具体的な内容をご教示ください。	未定です。基本設計で検討いたします。
9	ロッカー・更衣室の想定する使用者をご教示ください。また男女別かご教示ください。	未定です。基本設計で検討いたします。
10	1F 施設管理事務室の人数想定がございましたらご教示ください。	未定です。基本設計で検討いたしますが、他施設では 2 人から 3 人で管理を行っています。